

# 関 係 法 令

水道法	水道法施行令	水道法施行規則
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。</p> <p>第4章の2 簡易専用水道</p> <p>第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p> <p>2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>(改善の指導)</p> <p>第36条</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第39条</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>(保健所を設置する市又は特別区に関する読み替え等)</p> <p>第48条の2 保健所を設置する市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるものは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 第34条の2第2項の規定に違反した者</p>	<p>(簡易専用水道の適用除外の基準)</p> <p>第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。</p>	<p>第4章 簡易専用水道 (管理基準)</p> <p>第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。</li> <li>2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</li> <li>3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</li> <li>4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</li> </ol> <p>(検査)</p> <p>第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</li> </ol>

問合せ先

川越市保健所

食品・環境衛生課 環境衛生担当

〒350-1104

川越市小ヶ谷817-1

：049-227-5103

Fax: 049-224-2261